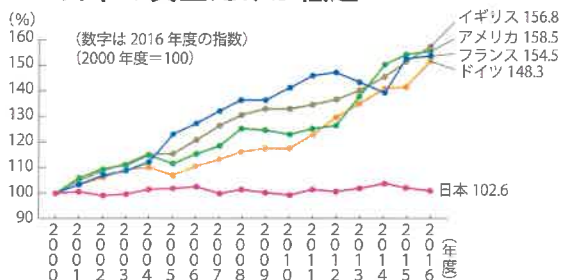


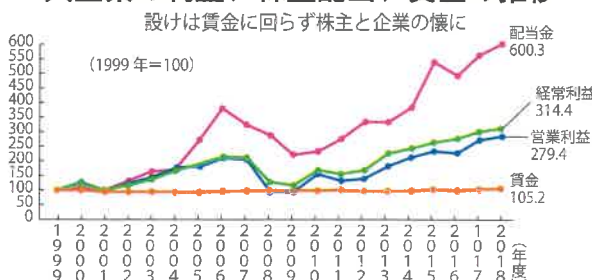
働く人の賃金上げて みんなの生活を改善しよう



日本の賃金だけが低迷



大企業の利益、株主配当、賃金の推移



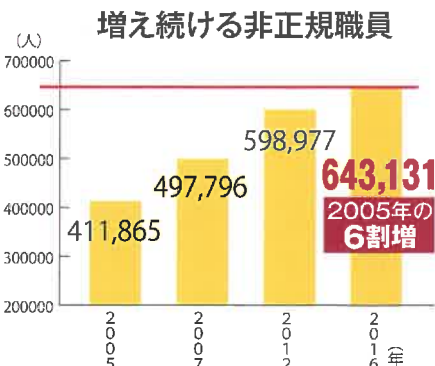
働く人の賃金が低迷しているのは、ほかの先進国と比べても日本だけです。社会保障費や昨年10月に消費税率が10%に引き上げられるなど、負担が増えて生活が悪化しています。

一方、大企業は大幅な利益をあげていますが、その利益を働く人の賃金ではなく、企業の懐と株主にまわしています。大企業が貯め込んでいるお金は449兆円、株主配当は6倍にも膨れあがっています。この貯め込み金などの一部を活用するだけで生活改善できる賃上げは可能です。

不合理な格差・差別が禁止されます

非正規で働く人は4割にものぼり、中心を担っている産業も少なくありません。公務の職場も臨時・非常勤職員なしでは安定したサービスは提供できません。しかし、その処遇は「官製ワーキングプア」と揶揄されるように劣悪で正規職員との間には賃金・休暇などさまざまな待遇格差があります。

大企業では4月1日(中小企業は翌年)から、正規雇用で働く人と非正規雇用で働く人の不合理な待遇格差が禁止(パートタイム・有期雇用労働法)されます。私たちは公務の職場でも「不合理な格差・差別」の解消を求めています。



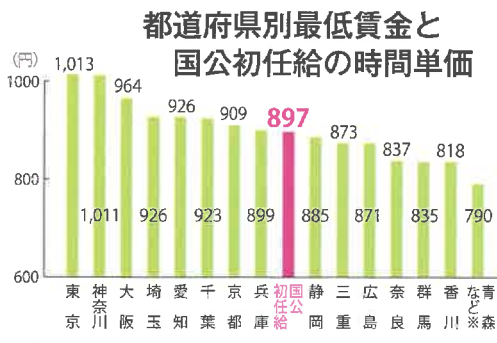
資料：総務省「地方公務員・臨時・非常勤職員に関する実態調査」より

最低賃金1500円以上に

現在の最低賃金は1番高い東京で1013円、最低の県で790円、加重平均901円です。全国労働組合総連合(全労連)が行った調査では1ヶ月生活するために最低限必要な額は全国どこでも22~25万円程度となっています。時給に換算すると約1500円(1月の労働時間を150時間で換算)です。

一方、国家公務員(一般職・高卒)の初任給は15万600円、時給897円(超過勤務手当単価算出方法による)で最低賃金と変わりません。

最低賃金1500円、全国一律制度の実現でアルバイトの人をはじめ、すべての働く人の賃金底上げと地域間格差をなくしていきましょう。



資料：2019年改訂最低賃金および人事院資料より作成 ※東北・中国・四国・九州の15県

8時間働けば普通に暮らせる社会に